

平成20年 1月27日

各 位

旭川弁護士会高齢者障害者権利委員会
委員長 菅 沼 和歌子
㈱成年後見センター・リーガルサポート旭川支部
支部長 岡 田 新 経
㈱北海道社会福祉士会道北地区支部
支部長 松野尾 道 雄
㈱北海道社会福祉士会成年後見相談センター
ばあとなあ北海道

第6回高齢者障害者の権利擁護セミナーの開催について（ご案内）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当三団体の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回で第6回となります「高齢者障害者の権利擁護セミナー」を今年も次の開催要項のとおり開催することになりました。

今回のセミナーは例年とは少し趣向を変え、成年後見制度を「講談」で学んでみたいと思います。成年後見制度については、このセミナーで過去何回にもわたり取り上げていますが、制度の内容が難しく、なかなかすっと腑に落ちない方が多いのではないかと思います。今回お迎えする講談師の神田織音さんは、必要性が叫ばれているにもかかわらずまだ社会的認知度が低い成年後見制度をより多くの人に広めていこうと、横浜市社会福祉士会と共同で成年後見制度に関する講談を平成18年に創作し、横浜市での口演（こうえん）を手始めに全国を行脚していらっしゃいます。今回は、神田織音さんにこの成年後見講談を披露していただくとともに、旭川弁護士会の中村元弥弁護士から、成年後見制度についての制度説明を基調講演としてお話しいただきます。

つきましては、時節柄ご多忙のこととは存じますが、成年後見制度を「講談」で学べるというめったにない貴重な機会ですので、皆様お誘いあわせの上是非ご参加いただきたく、ご案内いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、セミナー終了後懇親会を行いますので、こちらにつきましても是非ご参加ください。

敬具

第6回高齢者障害者の権利擁護セミナー 開催要項

1 テーマ

知っておきたい、成年後見制度。聞いて納得、成年後見制度。

- (1) 「成年後見制度」その概要を学ぶ (2) 講談で学ぶ「成年後見制度」

2 主催

旭川弁護士会 高齢者障害者権利委員会
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 旭川支部
社団法人 北海道社会福祉士会 道北地区支部
社団法人 北海道社会福祉士会 成年後見相談センター ばあとなあ北海道

3 後援

日本司法支援センター 旭川地方事務所（法テラス旭川） 旭川市 旭川市医師会

4 日 時

平成20年 2月23日(土) 13:30~16:30 (13:00~受付)

5 会 場

旭川市公会堂 ホール (旭川市常磐公園内)

6 参加対象

関係3団体会員、成年後見制度や高齢者・障害者の権利擁護に携わっている方及び関心のある方

7 定 員

800名

8 参 加 費

- ・セミナー参加費 500円 (当日受付にてお支払いください)
※学生の方は無料といたします。当日受付で身分証明書をご提示願います。
- ・懇 親 会 費 3,500円程度 (当日受付にてお支払いください)
※懇親会の会場は当日ご案内いたします。

9 申し込み方法

・申し込み先

(社)北海道社会福祉士会道北地区支部 権利擁護セミナー担当 三宅
☎078-8239 旭川市豊岡9条8丁目6番5号 デイサービスセンター ゆっくり
電話(0166)38-6587 FAX(0166)38-6588

・申し込み方法

2月15日(金)までに、郵送又はFAXにて最終頁の参加申込書を上記申し込み先まで送付の上、お申し込みください。

10 日 程

13:00 (権利擁護セミナー受付開始)

13:30 開会挨拶 林 孝 幸 (旭川弁護士会 会長)

13:45 基調講演 「知っておきたい 成年後見制度」

中村元弥法律事務所

弁 護 士 中 村 元 弥 氏

14:45 休 憩

15:00 講 談 「聞いて納得 成年後見制度」

(第一話) 認知症の老姉妹を食物に~過剰工事...三年間で数千万円分

(第二話) 経済的虐待を防ぐために~家族による預貯金や年金の使い込み

(第三話) ナオト君だって一人の人間なんだよ~親亡き後を心配して

講 談 師 神 田 織 音 師

(講談各話コメンテーター) 旭川弁護士会高齢者・障害者権利委員会所属弁護士

16:30 閉会挨拶 岡 田 新 経 (社)成年後見センター・リーガルサポート旭川支部 支部長)

16:40 終 了

11 問合せ先

旭川市弁護士会 事務局 (旭川市花咲町4丁目) 電 話(0166)51-9527

12 そ の 他

・駐車場について

旭川市公会堂専用の駐車場はございませんので、お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。なお、お車でお越しの方は、会場周辺の有料駐車場をご利用ください(主催者では駐車場のあっせんはいたしておりません)。

・個人情報の取り扱いについて

当セミナーの参加申し込みの際に申込書にご記入いただいた個人情報については、主催三団体（旭川弁護士会、旭川司法書士会、北海道社会福祉士会道北地区支部）が、当セミナーの準備、開催等に関連する用途、目的にのみ使用することとし、それ以外の目的には使用いたしません。また、お預かりした個人情報は、外部に流出することないよう、当三団体が厳重に保管、管理いたします。

・ご案内の文書について

のご案内の文書につきましては、社団法人北海道社会福祉士会道北地区支部のウェブサイト上にて電子ファイルにて掲載いたしますのでご利用ください。ウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.douhoku-csw.org/>

なお、オンライン及び電子メールによる受付は行っておりませんので、参加のお申し込みは郵送又はFAXにてお願いいたします。

《セミナーの内容》

(1) 基調講演

「知っておきたい 成年後見制度」

中村元弥法律事務所

弁護士 中村 元 弥 氏

言葉としてはようやく知られてきた感のある成年後見制度ですが、まだまだその内容が確実に理解されているかというと、必ずしもそうではないように思われます。ここでは、成年後見制度の趣旨とその概要について、中村元弥弁護士から基調講演としてわかりやすくお話しいただきます。

□弁護士 中村 元弥 氏 プロフィール

元裁判官であり、旭川市内のコミュニティFM「FMりべる」にてDJを務めたこともある。弁舌の才は数ある弁護士の中でも秀逸であるとの弁護士仲間での評である。

(2) 講 談

「聞いて納得 成年後見制度」

（第一話）認知症の老姉妹を食物に～過剰工事…三年間で数千万円分

（第二話）経済的虐待を防ぐために～家族による預貯金や年金の使い込み

（第三話）ナオト君だって一人の人間なんだよ～親亡き後を心配して

講談師 神田 織音 師

（講談各話コメンテーター） 旭川弁護士会高齢者・障害者権利委員会所属弁護士

成年後見制度に関する講談を三話、講談師の神田織音さんに語っていただきます。この成年後見講談は、平成18年に神田織音さんと横浜社会福祉士会が成年後見制度をもっと広く知ってもらうために共同で創作したもので、全三話により構成されています。平成18年12月に横浜で初めて披露、以後全国各地で口演され、好評を呼んでいます。第一話では認知症の老姉妹が被害にあった住宅リフォーム詐欺事例を、第二話では親族による預貯金使い込みの事例を、第三話では「親亡き後」の障がい者の生活などをテーマとして、実話を元に構成しています。成年後見制度を利用したことで状況が改善した場面まで盛り込んでいます。講談各話の後には、旭川弁護士会高齢者・障害者権利委員会に所属する弁護士から、制度の内容を中心とした解説を加えます。

□講談師 神田 織音 師 プロフィール

高校時代から芝居の勉強を始める。その後約10年芝居に携わる。

平成10年 神田香織に入門

平成11年 4月 講談協会所属（芸名 神田おりね）

平成11年 9月 前座

平成15年 4月 ニツ目昇進（芸名 神田織音）

平成18年12月 成年後見講談を横浜で初披露 以降全国各地で口演



申し込み先

FAXの場合 (0166) 38-6588 [A4版のままで送信してください]

郵送の場合 ☎078-8239 旭川市豊岡9条8丁目6番5号 デイサービスセンター ゆっくり
(社)北海道社会福祉士会道北地区支部 権利擁護セミナー担当 三宅

第6回高齢者障害者の権利擁護セミナー参加申込書

ふりがな		
お名前		
職場名		
職種		
お仕事の分野等 (○印してください)	職能団体	弁護士・司法書士・社会福祉士・他()・なし
	お仕事の分野	高齢者支援・精神障害支援・身体障害支援・知的障害支援 その他()・無職
	お仕事の対象者 (該当者のみ)	施設居住者 ・ 在宅者 ・ 両方
ご住所 (職場・自宅) ↑いずれかに○印してください	(☎ —) 電話番号() —	
懇親会への参加 (○印してください)	懇親会に 参加します ・ 参加しません	

この面をそのまま申込書としてお使いください。複数名参加される場合は、お手数ですがこの用紙をコピーしてお使いください。

なるべく平成20年2月15日(金)までにお申し込みください。資料の用意の都合がありますので、極力事前のお申し込みをお願いいたします。